

第32回原子力災害からの福島復興再生協議会 議事録

(令和8年3月29日(日)開催)

復興庁

第32回 原子力災害からの福島復興再生協議会

議事次第

日 時：令和8年3月29日（日）14:30～16:30

場 所：ホテル福島グリーンパレス

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

1. 開会、挨拶

○瀬戸復興副大臣 それでは、全員おそろいの方ですので、定刻前ではございますが、会議を始めさせていただきます。

ただいまより第32回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日進行を務めます復興副大臣の瀬戸隆一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議の開催に当たりまして、議長であります牧野復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。

○牧野復興大臣 復興大臣の牧野たかおでございます。

本日は、御多忙の中、本協議会にお集まりいただきまして、本当に感謝申し上げます。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から15年が経過いたしました。被災地の方々のたゆまない御努力により、復興は着実に進んでいる一方で、地域によってその状況は異なっております。

4月から第3期復興・創生期間が始まります。次の5年間は、復興に向けた残った課題を解決していく極めて重要な時期、期間でございます。住民の皆様の帰還の促進、産業・なりわい・農業の再生など、福島の復興・再生について、国としてあらゆる知恵と力を結集し、総力で取り組んでまいります。

このため、復興庁の新たな拠点として、福島復興浜通りセンターを整備いたしまして、来年度の早い時期から、より現場に近いところで復興に取り組んでまいります。引き続き、国が前面に立って復興・再生に全力を尽くしてまいりたいという覚悟でございます。

本日は、忌憚のない御意見を賜りますように、どうかよろしく願いいたします。

○瀬戸復興副大臣 ありがとうございます。

続いて、鈴木農林水産大臣から御挨拶申し上げます。

○鈴木農林水産大臣 農林水産大臣の鈴木憲和です。

前回、この会には復興副大臣として参加をさせていただきましたが、本日は、農林水産大臣として参加をさせていただいております。

私自身も、福島県はお隣であるということも含めまして、役人時代から訪れた回数は数えることができません。大臣就任以降も、本日が3回目の訪問ということになりましたが、午前中には浪江町の津島地区、帰還困難区域内にある国有林を視察させていただきました。本年1月に策定をした森林作業ガイドラインを活用して、帰還困難区域の森林整備の再開を着実に進めていかなければならないと改めて認識をさせていただきました。

また、川俣町では、県外から参入された植物ワクチン接種苗の研究・開発・生産を行っているベルグ福島株式会社様にも今日はお邪魔をさせていただきまして、野菜の生産力向上に取り組まれているお話を伺い、この最先端の農林水産技術を活用した生産性の高い農業の実現が、今後の福島県だけではなく、日本の全体の農業への貢献になるということに改めて認識をしたところであります。

現場を歩かせていただきますと、市町村ごとに当然復興のステージは異なりますので、それぞれのニーズに沿った形で、しっかりと国として責任を持って取り組ませていただきたいと思います。

一方で、浜通りを中心に、規模拡大や付加価値向上など意欲的な取組も広がってきていると認識をしております。今後の発展に向けた新たな段階に入りつつあると考えておりますので、農林水産大臣として皆様と一緒に現場の意見をしっかりと取り入れるというよりは、現場の立場に立ってこれからも取組をさせていただきたいと思っておりますので、また本日の協議会を通じて皆様方から御意見をいただければと思っております。

本日はどうかよろしくお願いたします。

○瀬戸復興副大臣 続きますして、赤澤経済産業大臣から御挨拶申し上げます。

○赤澤経済産業大臣 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、15年にわたり多大な御迷惑、御心配、御負担をおかけしていることを改めてお詫びを申し上げます。

この15年の御地元の皆様や関係者の御尽力により、福島の復興は着実に前進している一方で、廃炉や避難指示解除に向けた取組、産業復興など、長きにわたる皆様の戦いが続くということでもあります。

経済産業省としては、引き続き、福島の復興と東京電力福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉を省の最重要課題として取り組んでまいります。

まず、廃炉については、本年1月に1号機の大型カバー設置工事が完了し、作業に伴う放射性物質の飛散リスクが大幅に低減される大きな進展がございました。今後も、世界にも類を見ない難易度の高い技術的課題に挑戦すべく、AI技術の活用を進め、福島を我が国のAIトランスフォーメーションの始まりの地としていきたいと思っております。

ALPS処理水の海洋放出につきましては、これまで安全かつ着実に実施されており、引き続き、安全確保、輸入規制への対応、風評対策、なりわい継続支援に万全を期して対応してまいります。

本日、双葉町の帰還困難区域を視察させていただきました。いまだに住民の皆様の帰還がかなわない土地・家屋の状況、また、私も農林族の端くれでありますので、農地の15年たって本当に荒廃した状況、この目で見させていただきました。本当に悲しい思いもし、申し訳ないなという思いを改めて強く感じたところでもあります。

将来的に、帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に取り組むという決意を新たにいたしました。まずは2020年代をかけて、帰還意向のある住民の皆様が帰還できるよう、避難指示解除に向けた取組を全力で進めてまいります。

また、産業復興の実現に向け、福島イノベーション・コースト構想の下、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な「実証の聖地」と位置づけて、新産業の創出を進めてまいります。一昨日、その一環として、福島県内で低炭素水素を製造・利用する計画を認定いたしました。

引き続き、国が前面に立って、福島復興に最後まで責任を持って取り組んでまいりる所存でございますので、引き続きの御指導をよろしくお願いを申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、石原環境大臣から御挨拶を申し上げます。

○石原環境大臣 環境大臣の石原宏高でございます。

着座をしてお話をさせていただきたいと思っております。

御参集の皆様の日頃からの福島復興・創生に向けた御尽力に厚く御礼を申し上げます。

環境省の取組としては、特定帰還居住区域については、避難指示解除に向けて、地元の御意見をよく伺いながら、引き続き、迅速かつ着実に除染や家屋等の解体を進めてまいります。

除去土壌等の県外最終処分については、国としての約束であり、残された重要な課題です。引き続き、昨年8月に決定した当面5か年程度のロードマップなどに基づき、県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組んでまいります。

また、前回の協議会における大熊町長の御発言を踏まえ、浅尾前大臣より、環境省の歴代政務三役に対して理解醸成等の依頼及び資料を送付し、大臣または担当者より御説明に伺いました。さらに、2月の選挙において国政に復帰された方にも私から同じく資料等を送付し、担当者より説明も行っているところであります。

ALPS処理水の放出については、環境省では海域モニタリングを実施しています。引き続き、客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングに徹底をして、結果を国内外に分かりやすく発信し、風評対策にも貢献してまいります。

福島復興・創生は環境省としても最も重要な課題の一つです。引き続き、全力を尽くしてまいります。本日はよろしくお願いいたします。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、佐藤内閣官房副長官から御挨拶申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官 内閣官房副長官の佐藤啓でございます。

福島復興・再生に日頃より御尽力をいただいている関係者の皆様に心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

福島復興・再生は政府の最重要課題であります。昨年は、復興の基本方針や福島復興再生基本方針を改定いたしました。来年度から第3期復興・創生期間が始まります。

高市総理は、3月11日の東日本大震災追悼復興祈念式におきまして、復興に向けた様々な課題について、まずは次の5年間で何としても解決していくという強い決意で、被災地の復興に全力を尽くすと述べております。

また、安全かつ着実な廃炉、住民の帰還に向けた環境整備、生活やなりわいの再建、県内除去土壌等の県外最終処分に向けた取組などの推進についても述べております。

福島復興・再生に向けて、政府一丸となって全力で取り組んでまいります。私自身も、復興大臣政務官としての過去の経験も生かしながら全力で取り組んでまいりますので、本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 福島県知事の内堀雅雄です。

今日は、牧野復興大臣、鈴木農林水産大臣、赤澤経済産業大臣、そして石原環境大臣、佐藤官房副長官をはじめ、政府の皆様がこうして福島の地に実際訪れ、福島復興再生協議会として共に意見交換できること、本当にうれしく思います。

また、今日お越しの政府の皆さん全体で、まさに福島の復興のために、この15年間、懸命に力を尽くしていただいていることに、心から感謝申し上げます。

震災と原発事故から15年が経過をしました。昨年は、大熊町、双葉町において、商業施設等の復興を支える拠点施設の整備が進みました。あわせて、県産品の輸出額や観光客入込数が過去最高を記録するなど、これまでの取組の成果が目に見える形となって現れています。

一方で、福島復興の大前提となる廃炉作業の安全かつ着実な実施をはじめ、処理水・汚染水対策、除去土壌等の県外最終処分、使用済燃料の確実な県外搬出など、原子力災害に伴う困難な課題がまだまだ山積をしており、国において、最後まで責任を持って対応していただかなければなりません。

また、避難指示が解除されて間もない地域では、復興のスタートラインに立ったばかりであり、避難指示解除から一定の期間が経過した地域においても、復興の進展に伴って生じる新たな課題に直面をしているなど、原子力災害の影響は今なお現在進行形で続いています。

これからも長い戦いとなる福島の復興に向け、4月から始まる第3期復興・創生期間、この5年間は、避難者の帰還や移住者の方々も含め、誰もが安心して暮らすことができる生活環境の整備、風評・風化への対応など、これまで以上に力強い取組が必要となります。

政府の皆さんには、引き続き、本県の実情、地域の方々の思いを丁寧に把握していただき、これからも切れ目なく、安心感を持って、復興への挑戦を続けるために必要となる十分な財源や復興を支える制度を確実に確保していただくよう、お願いいたします。

県としても、改定された福島復興再生計画の下、予算・制度を最大限に活用しながら、県民の皆さんが復興を実感し、将来に夢や希望を持つことができるよう、全力で取り組んでまいります。

結びに、今日、最前線で復興に取り組んでいただいている各団体の皆さんの御意見をぜひ真摯に受け止めていただき、一層の御尽力をいただくことをお願いしまして、冒頭の挨拶といたします。

皆さん、本日はよろしく申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 ありがとうございました。

それでは、報道関係者の皆様はここで御退室願います。

退室が完了するまでそのままお待ちください。

(報道関係者退室)

2. 国からの説明

○瀬戸復興副大臣 それでは、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、国側、県側からそれぞれ説明後、意見交換を行います。

なお、本日は、御多忙の折、会議終了後に御予定が入っている出席者の方もおられると伺っております。毎回御協力いただいているところでございますが、今回も円滑な議事進行に御協力賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、国から説明いたします。

まず、復興庁からお願いします。

○復興庁 復興庁です。

資料1に基づいて御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

復興施策の変遷をまとめたものになります。

来月、令和8年度から第3期復興・創生期間となります。昨年決定した復興の基本方針等を踏まえ取り組んでまいります。

3ページをお願いします。

福島復興の主な進捗・課題を簡潔にまとめたものです。詳細はこの後、私及び関係省庁から御説明しますので、割愛をします。

4ページ以降で、前回協議会から進捗があった主な取組を御紹介いたします。

まず、4ページですが、第3期復興・創生期間に入ることを踏まえ、昨年12月、福島復興再生基本方針を改定しました。この方針に即して、福島県の福島復興再生計画も3月に改定されております。

5ページをお願いします。

令和8年度予算案については、総額4492億円となっています。双葉地域の中核的病院の整備に向けた取組、営農再開支援、漁業支援、企業誘致、復興情報提供・地域情報発信等の予算について、前年度よりも増額となっております。

6ページをお願いします。

令和8年度の税制改正については、いわゆるイノベ税制の拡充・延長や風評税制の延長を予定しています。

7ページをお願いします。

令和8年度の早い時期に、双葉町に福島復興浜通りセンターを設置します。より現場に近いところで復興に取り組んでまいります。

8 ページをお願いします。

特定帰還居住区域でございます。

双葉町、富岡町、大熊町、葛尾村において、区域追加のための区域計画の変更が行われたところです。

次の9 ページ目は変更後の区域図になります。

なお、特定帰還居住区域における営農再開については、帰還者だけではなく、ほかの農業法人等に耕作させる場合についても支援することを可能とするなどの方向で考えており、関係省庁と連携して、地元自治体と調整を進めております。

次に、10ページをお願いします。

生活環境整備の一環として、福島再生賃貸住宅の民間事業者建設型について、令和8年度から建設費の補助率を引き上げる予定でございます。

11ページをお願いします。

昨年10月に、リスクコミュニケーションの施策パッケージに、除去土壌の復興・再生利用に関する施策を追記いたしました。

12ページをお願いします。

復興庁における復興再生土の利用の推進に向けた理解醸成の取組として、左側、花壇見学会を開催したほか、右側にありますが、今月11日から、一般の方に分かりやすい動画をユーチューブにて公開しております。

13ページをお願いします。

国営追悼・祈念施設の整備を進めており、来月25日の開園予定でございます。

14ページ以降は、F-REIその他の取組を紹介した参考資料となります。

説明は以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 それでは、農林水産省から御説明いたします。

○農林水産省 資料2に基づきまして説明いたします。

初めに農業です。1 ページを御覧ください。

原子力被災12市町村における令和6年度末の営農再開面積は9,145ヘクタールと、着実に回復が進んでおります。

一方、営農再開の進捗には市町村間で差が見られ、避難指示解除が遅かった地域を抱える町村では、依然として再開割合が低い状況にあります。

2 ページを御覧ください。

農業産出額は、令和5年時点で震災前の約50%にとどまっており、営農再開面積の回復が必ずしも稼ぐ力の回復に直結していない状況がうかがえます。こうした状況を踏まえまして、引き続き、市町村ごとの復興の段階に応じた支援を行うとともに、競争力のある農業、省力的で収益性の高い農業への転換に向けた取組をさらに加速していく必要がございます。

3 ページを御覧ください。

営農再開に向けまして、除染後農地の安全性確保や保全管理、地力回復など、一連の取組を切れ目なく進めております。とりわけ営農再開割合が低い町村においては、こうした取組を今後も着実に進めてまいります。

4 ページを御覧ください。

農地の大区画化、担い手の利用集積を進めてきた結果、その成果が現れ始めており、今後のさらなる展開が期待される段階に入っております。具体的には、南相馬市の高ライスセンターのような、大規模かつ効率的に営農を行う法人が各地で幾つか出現してきております。加えて、来年度からは、田村市と浪江町で大規模な復興牧場が稼働する予定です。

また、市町村を越えた広域的な産地形成に向けまして、ブロッコリーや甘藷などについて、生産から加工、販売まで一体的に進める取組が始まっています。

これらの取組はまだ動き始めた段階ではありますが、今後、福島県やJAグループ福島が主体となって速やかに本格化し、地域全体へ波及するよう、その取組を後押ししてまいります。

5 ページを御覧ください。

次世代の担い手の育成・確保に向けまして、相談会や研修の実施に加えまして、関係機関が連携して外部からの新規参入者と地域とのマッチングを行うなど、将来を見据えた取組を進めております。

福島国際研究教育機構（F-REI）では、トラクターの完全無人自動走行システムの開発実証などに取り組んでいます。これらの技術は、将来的な現場での本格活用や、全国への展開にもつながることが期待されております。

次に、森林・林業でございます。6 ページを御覧ください。

素材の生産量は、震災前の水準を上回るまで回復しておりますが、落葉層や土壌中には放射性物質が残存している状況でございますし、原木シイタケについては依然として回復が限定的な状況です。

7 ページを御覧ください。

帰還困難区域の森林整備の再開に向けまして、作業者の安全・安心を確保するため、森林作業ガイドラインを本年1月に策定しました。今後、これを踏まえて実証事業なども実施し、森林の本格的な復旧に向けて着手してまいります。

あわせて、原木林の再生やキノコ、山菜類の出荷制限解除の取組も進めてまいります。

また、福島県産材の活用につきましては、大規模集成材工場（FLAM）の稼働をはじめ、製材拠点の整備が済んでおり、中高層の公共建築物などにおける利用拡大も図ってまいります。

次に、水産業でございます。9 ページを御覧ください。

令和7年時点におきまして、福島県の水揚げ量、金額は、いずれも震災前を大きく下回っております。このため、収益性の高い操業、生産体制への転換をがんばる漁業により支援してまいります。

10ページを御覧ください。

水産物の安全性確保のための調査を継続するとともに、種苗生産・放流などの生産対策や販路拡大に向けた取組も進めてまいります。

最後に、風評払拭でございます。

11ページ、12ページですけれども、食品の安全性に関する情報発信を行うとともに、商談会や海外でのプロポーシオンなど、国内外での販売促進を行ってきました。その結果、商談成約件数ですとかECでの売上げ、輸出実績は着実に伸びてきている状況です。

13ページを御覧ください。

輸入規制につきまして、昨年11月に台湾において撤廃されました。残り5つの国・地域につきましても、引き続き、政府一体となって撤廃に向けた働きかけを行ってまいります。

以上です。

○瀬戸復興副大臣 次に、原子力災害対策本部及び経済産業省から御説明いたします。

○経済産業省 それでは、資料3に基づき説明いたします。

めくっていただきまして2ページであります。

廃炉、避難指示解除、産業復興の取組について、現在の進捗を御説明いたします。

3ページであります。

廃炉の状況であります。1号機の大型カバーの設置工事が2026年1月に完了いたしました。これに基づき、ダスト飛散防止等が大幅に強化されております。リスク低減の取組は着実に進んでいると言えると思います。

これを踏まえまして、2027、28年度に燃料の取出しを開始する予定でございます。

めくっていただきまして、4ページを御覧ください。

次は3号機であります。3号機におきまして、原子炉格納容器内マイクロドローンの調査の結果が出ております。

右下に図がございますが、原子炉圧力容器底部と見られる構造物を事故後初めて確認いたしました。今後、3Dデータなどを拡充し、燃料デブリ取出し、今後の更なる調査に向けた検討に活用する予定でございます。

次の5ページを御覧ください。

4ページで御説明しました小型ドローンが左下でございますが、実はこの小型ドローン、真ん中のほうに書いておりますが、昨年、2025年1月に埼玉県八潮市での道路陥没事故でもこのドローンが活用されたところであります。廃炉作業で磨かれた技術が他産業・他分野で展開される事例など、福島第一原子力発電所の廃炉が技術的な交流の潮目になってきていると考えております。

2026年度は、フィジカルAIを搭載したロボットの廃炉現場への導入に向けた実証を実施予定でございます。これをするによりまして、廃炉現場における双方向のイノベーションを促進してまいります。

次の6ページを御覧ください。

6 ページの左下のところ、1. でありましたが、2025年度に①から⑦まで都合7回海洋放出をさせていただきました。これまでのモニタリング結果、IAEAによる評価から、海洋放出が安全であることが確認されております。

ALPS処理水等の貯蔵量は、真ん中の図でございますけれども、6%低減をしております。

今後、右下にありますとおりタンクの解体作業を進め、この空いた区画を使いまして燃料デブリの取出し作業の関連施設の設置を予定しております。

めくっていただきまして、7ページであります。

本年1月26日に主務大臣の総理、経産大臣から、東京電力の第五次総合特別事業計画を認定いたしました。

左下を見ていただきますと、経営判断・能力・体制の3本柱で抜本的に廃炉事業の改革を行うこととしております。これを行うことによって、より一層廃炉と復興の両立を力強く進めていく予定でございます。

めくっていただきまして、8ページであります。

8ページは避難指示解除の状況でございますが、帰還困難区域における立入規制緩和の状況であります。

左下の参考で書いておりますが、2023年8月に原災本部決定におきまして、実際の意向、地元の状況を踏まえまして、帰還困難区域においてバリケードなど物理的な防護措置を実施しないことを可能とするという整理をさせていただきました。

これを受け、地元自治体の御意向も踏まえまして、昨年3月には飯舘村で、昨年7月には浪江町で、また、昨年11月と今年の2月には双葉町で追加的に立入規制緩和を実施したところでございます。

次のページ、9ページにまいります。活動制限の緩和に向けた対応でございます。

昨年6月に変更されました復興の基本方針におきまして、帰還困難区域における森林整備の再開をはじめとする活動の自由化の検討に関しまして、有識者の御意見もいただきながら、科学的見地から専門的な検討を進めてまいります予定でございます。

次の10ページを御覧ください。産業復興に向けた取組でございます。

昨年6月に福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真を改定しました。この中では、福島県浜通り地域等を「実証の聖地」と位置づけ、“イノベ構想をもっと身近に、未来を現実に”すべく、創造的復興を推進していくとしております。

これを踏まえまして、真ん中辺りに書いておりますが、3つの柱、事業・なりわいの再建、新産業の創出、交流人口・関係人口の拡大を進めておりまして、令和8年度の施策におきましては、県内企業との取引活性化、企業や人々の活動・実証の促進、交流人口の関係人口化を進めてまいります。

もう少し具体的に申し上げますと、次の11ページであります。

令和8年度における産業復興予算としまして、一連の流れの中で見直しをしております。2つほど申し上げますと、まず左の自立・立地補助金であります。地域の実情・産業の

省力化に応じまして、地元雇用要件を見直して、さらに立地を進めるということにしております。

また、右のイノベ実用化補助金でございますが、「実証の聖地」として、実用化・事業化により近い実証フェーズでの取組を促進するとしております。

こういった取組を進めまして、段階に応じた一貫の手厚いサポートで産業復興を加速してまいります。

以上であります。

○瀬戸復興副大臣 次に、環境省から御説明いたします。

○環境省 資料4を御覧ください。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。

特定復興再生拠点につきましては、地元の御意向を伺いながら、フォローアップ除染等を実施しているところでございます。

また、下段の表を見ていただきたいのですが、特定帰還居住区域につきましては、この6つの市町村におきまして、先週24日に追加で認定されましたものも含めまして、除染や家屋等の解体を取り組んでいるところでございます。

2ページ目をお願いいたします。

中間貯蔵施設につきましては、大熊町さん、双葉町さん、また福島県さんに大変重い御決断をいただき、受け入れていただいたものでございまして、現在約1,400万立方メートルの土壌等を搬入してございます。

今般、新たに受入分別施設を2か所建設するところでございます。引き続き、安全第一に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、3ページ目でございます。

福島県内で発生しました除去土壌等につきましては、中間貯蔵の開始後30年以内に県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが法律で規定されておりました、国の責務でございます。

2024年12月に設置しました関係閣僚会議において、昨年5月に基本計画を策定して、8月には当面5年程度のロードマップを取りまとめたところでございます。

4ページを見ていただきたいのですが、このロードマップの1つ目の柱であります復興再生利用の推進についてでございます。

一番上に書かれてございますが、これに従いまして、官邸ですとか霞が関の花壇にて復興再生利用を実施したところでございます。

これにつきましては、めくっていただきまして5ページ目、6ページ目、5ページ目が官邸での利用状況、6ページ目が霞が関の9か所での花壇での再生利用でございます。官邸は7月、霞が関は9月～10月にかけて実施したところでございます。

7ページ目を御覧ください。

こうした復興再生利用の現場も活用いたしまして、理解醸成に努めているところでござ

います。

続きまして、8ページ目でございます。

ロードマップの2つ目の柱でございます県外最終処分に向けた検討についてでございます。

9ページ目をめくっていただきまして、県外最終処分に向けた技術的事項等の検討に当たりまして、専門的な知見を活用するために、昨年9月には、環境再生に関する技術等検討会を新たに設置したところでございます。第1回では、復興再生利用に用います除去土壌の呼称などについて検討をしていただきました。

また、一昨日金曜日なのですが、27日には第2回の検討会を開催いたしまして、技術的課題について検討いただいたところでございます。

10ページ目を御覧ください。

3つ目の柱でございます理解醸成・リスクコミュニケーションについてでございます。

11ページ目を見ていただきたいのですが、県外最終処分・再生利用につきまして、理解を深めるためのパネルディスカッションを実施しているところでございます。昨年8月、9月には、福島県、東京都において実施いたしました。3月、今月の15日、18日には宮城県、埼玉県においても実施したところでございます。

続きまして、12ページ目を御覧ください。

先ほど石原大臣からも述べられましたように、環境省におきましてもALPS処理水に係る海域モニタリングを実施しているところでございます。

分析モニタリングの結果からは、人や環境への影響がないことを確認してございます。

この結果は、全て環境省のウェブサイトやSNSを通じて速やかに情報発信を行っております。

引き続き、客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外に発信し、風評対策にも貢献してまいります。

13ページ、14ページは御参考でございます。

以上でございます。

3. 県からの説明

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県内堀知事から御説明をお願いします。

○内堀福島県知事 お手元の資料5-1をお開きください。

まず1ページ、避難地域の復興・再生です。

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の住環境整備など、生活環境を充実させる必要があるとともに、これを支える人的支援の継続が重要です。

帰還困難区域の復興・再生に向けては、特定復興再生拠点区域の整備に取り組む必要があり、また、特定帰還居住区域の住民の個別の事情や地元自治体の意向を尊重しながら、除染等の取組を進めることが重要です。

国は、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組んでいただく必要があります。

2 ページをお願いします。

避難者等の生活再建です。

被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していくことが必要であり、心のケアなど、被災者の実情を踏まえた柔軟な取組が重要です。

また、避難地域の医療提供体制の再構築に向け、保健・医療、福祉・介護施設等の復旧、それらを担う人材確保・定着の促進、双葉地域における中核的病院の整備等が必要です。

さらに、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラー配置、就学支援等を継続する必要があります。

次は3 ページ、風評払拭・風化防止対策についてです。

主な県産農林水産物の価格差は、一部を除き震災前のポジションに戻らないまま固定化されるなど、いまだ根強い風評が残っています。

年月の経過とともに本県に対する関心が低下するなど風化が加速しており、長期間にわたる廃炉が完了するまでは、新たな風評が生じる懸念もあることから、継続して長期的に、風評の払拭と風化の抑制に取り組む必要があります。

福島県風評・風化対策強化戦略に基づき、「伝わる」情報発信により福島県に対するイメージのアップデートを進めるとともに、幅広い業種に対する万全な風評対策及び柔軟な追加対策を講じる必要があります。

加えて、輸入規制撤廃等に向けた働きかけ、輸出促進の支援など、原子力災害が完全に終息するまで国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むことが不可欠です。

廃炉と汚染水・処理水対策は、国が前面に立ち、政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うしていただく必要があります。

次は4 ページ、福島イノベーション・コースト構想の推進です。

福島イノベーション・コースト構想を推進するためには、起業・創業や実用化開発、企業誘致から定着までの支援等を通じて産業集積を図るとともに、「復興知」などの構想を支える人材育成等を進めていくことが重要です。

青写真及び福島復興再生計画に、新たに追加をした「地域の稼ぎ」「日々の暮らし」「担い手の拡大」の視点を踏まえ、さらなる取組が必要であり、その効果を県全体に波及させることが重要です。

F-REIについては、その機能を最大限に発揮するとともに、関係機関との連携を図ることが重要です。

次は5 ページ、地域産業の再生及び新産業の創出についてです。

浜通り地域等においては、産業集積及び働く場の確保が重要であることから、企業立地補助金については、雇用情勢や地域への波及効果等を踏まえつつ、市町村の意見や地域の実情に応じた運用とする必要があります。

「福島新エネ社会構想」を実現するため、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大や、水素先進県の実現に向けた取組の推進が重要です。

農林水産業については、生産から流通・消費に至る総合的な対策が重要です。

特に、水産業については、生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえた取組が必要です。

避難地域の農業の復興・創生は、営農再開と競争力のある産地化に向けた取組をハードとソフトの両面から一体的に推進する必要があります。

次は6ページ、インフラ等の環境整備、除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進等についてであります。

インフラ等の環境整備を一層加速するため、広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築、海上物流の拠点となる小名浜港・相馬港の機能強化やカーボンニュートラルに向けた取組をさらに推進する必要があります。

4月25日に開園を迎える福島県復興祈念公園の利活用促進に取り組む必要があります。帰還や復興まちづくり等に向けては、道路、河川、砂防施設の整備が重要です。

除去土壌等の県外最終処分は、法律に定められた国の責務であり、法定期限までに実現することが不可欠です。

昨年8月に決定されたロードマップにおいては、具体的なプロセス等が明確に示されず、県民が県外最終処分実現の見通しを実感できない状況です。法定期限である2045年3月までの具体的な方針や工程を速やかに明示し、政府一丸となって最後まで責任を持って対応していただく必要があります。

次は7ページです。第3期復興・創生期間以降における復興・再生のさらなる推進についてです。

東日本大震災と原発事故から15年が経過しましたが、福島の復興・再生は、今後も中長期にわたる長い戦いであり、課題は現在進行形で生じています。

第3期復興・創生期間の5年間は、避難者の帰還等の取組を一層進めなければならない極めて重要な期間であり、これまで以上に力強い取組が必要です。

復興特別会計等による予算措置を継続し、中長期にわたり切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるために必要となる十分な財源と枠組み、復興を支える制度を確実に確保することが必要です。

今月、内閣総理大臣により認定された福島復興再生計画に基づく取組を一つ一つ着実に進めていく必要があります。

引き続き、福島の復興を内閣の最重要課題とし、政府において決して震災を風化させることなく、復興庁が復興の実現に向けた司令塔機能や予算を含めた総合調整機能をしっかり

りと発揮し、国の社会的責任の下、国が前面に立って最後まで取り組むことが必要です。

「福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし」との強い決意の下、引き続き、現場主義を徹底し、国、県、市町村、関係団体等が一体となって原子力災害に伴う前例のない困難な課題に立ち向かい、福島の復興・創生に向けた取組を中長期的に推進することが不可欠であります。

私からは以上です。

4. 意見交換

○瀬戸復興副大臣 それでは、御出席の皆様にご議論いただければと思います。誠に勝手ではございますが、出席者名簿の下から順番に御指名をさせていただきます。なお、発言につきましてはお一人3分以内でお願いいたします。

それでは、福島県農業協同組合中央会、原代表理事会長、お願いいたします。

○原会長 JA福島中央会の原でございます。よろしくお願いを申し上げます。

各大臣からの御挨拶あるいは各省庁からの説明とかぶる部分もございしますが、3点についてお話をさせていただきたいと思っております。

まずは、避難地域の復興・再生の部分の第3期復興・創生についてであります。

令和8年度以降の5か年計画で、JAグループ福島は県と連携して、避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョンに基づき、広域産地の形成、生産効率の高い農業経営の確立を目指した農地の大区画化、スマート農業の取組拡大、食料自給率向上のための麦、大豆、飼料作物の生産拡大に向けたチャレンジファームに取り組むこととしております。

第3期復興・創生期間はもとより、その後においても、引き続きの十分な予算確保と被災地域の営農再開の加速化、広域産地形成に向けた支援をお願いしたいというのがまず1点でございます。

2点目でございますが、避難地域の復興・再生の部分の担い手の確保並びに労働力の対策の部分でございます。被災地での営農再開に向けて大きな課題となっているのが担い手の確保というところであります。地域外からの農業法人等の参入促進や新規就農者確保と農業経営者としての育成が不可欠という状況であります。

特に新規就農者については、JAグループ福島では生産部会の部会員農家の指導による技術研修と模擬経営を組み合わせ実践型の圃場実習を福島型トレーニングファームとして推奨し、県内5JAで取組が進められているところであります。

しかし、被災地域では指導農家の確保が難しい上に、他地域からの就農希望者に対しての住居の確保等の生活インフラの整備が必要です。あわせて、生産技術、農業経営者、管理・知識の習得に向けた講師や、研修機関の確保・派遣・参入等、被災地における新規就農者確保に向けた総合的支援政策を創設させていただきたいというのが2点目でございます。

それから、3点目についてであります。風評被害の話であります。県全体では、先ほど知事からも話がありましたとおり、農畜産物では100億円程度の風評の被害がまだまだ発生しているという状況にあります。今後の廃炉処理を安全かつ着実に行えるように、これ以上の風評被害が発生しないように、国として、東電への積極的な指導をお願いしたいという部分であります。

また、風評が発生した場合については、東電については生産者にしっかり寄り添った適切な賠償を今後も着実に実施するように、国には東京電力へ、こちらにも御指導をぜひお願いを申し上げたいということの3点を発言させていただきたいと思っております。

以上です。

○瀬戸復興副大臣 続きます。福島県商工会議所連合会、安達常任幹事、お願いいたします。

○安達常任監事 福島県商工会議所連合会の常任幹事、安達でございます。

本日、渡邊会長が参加できませんので、代理で発言をさせていただきます。

まずは、東日本大震災、原発事故から15年が経過しましたが、国におかれまして、本県の復興・再生に向けて積極的に取り組んでいただいておりますこと、深く感謝を申し上げます。

私からは、3つの項目についてお話をさせていただきます。

まずは、第3期復興・創生期間における復興・創生に必要な制度・財源の維持でございます。

これは皆さんのほうからお話がありましたように、2026年度は第3期復興・創生期間の始まりの年でございます。復興に向けた課題を解決しまして、原子力災害からの本格的な再生、新産業を核とした未来の創造へと大きくかじを切る5年間が始まるということでございます。

3月17日には、第3期復興・創生期間を見据えた福島県の復興再生計画の変更が認定されました。この計画の中では、福島イノベーション・コースト構想の強化、それから、浜通り地域、双葉地域の中核病院の整備など、財政規模としまして1.6兆円程度の予算が盛り込まれたということで、またこれにつきましても改めて感謝を申し上げます。

被災地の事業者でございますが、復興支援の政策を活用しながら、事業の再開、被災した施設の復旧、サプライチェーンの回復等に懸命しているところではございますが、やはり原材料価格の高騰や賃上げなどで、経営圧迫、人手不足、それから昨今の原油高で様々な要因が復興に追い打ちをかけるように次々に発生してきております。

また、原発の廃炉は福島再生に向けた大前提であり、今後30年にわたって長期の課題になりますので、第3期復興・創生期間も引き続き十分で安定的な制度・財源を維持していただいて、国も前面に立って強力に進めていただきたいと思いますと考えております。これが1点目でございます。

2つ目は福島イノベーション・コースト構想でございます。

本県は、地震、津波、原発事故、風評と、世界に見ても前例のない複合災害に見舞われた地域ということで、多くの困難・課題を乗り越えて創造的復興を成し遂げていくために、この福島イノベーション・コースト構想は不可欠な施策であると考えているところでございます。

また、同構想を進めていく上で何よりも大切なことは、県内地域への経済効果をより広域的に広げていくところではないかと考えております。浜通り地域以外の多くの企業も参画したいと思えるような環境づくりを進めていくことも大切です。

そのために、進出企業と県内各地域の企業とのビジネスマッチング、それからF-REIと連携しました研究プロジェクトの産業化、人材育成、研究開発支援、さらには企業立地補助金など、未来に向けた新しい産業の創出・集積につながり、その成果が県内全体に広く波及するように、国のほうでも後押しを引き続きお願いしたいと思っております。

続きまして、3つ目でございます。

風評払拭と風化防止に向けた交流人口の拡大・関係人口の拡大についてでございます。

震災によりまして激減しました観光客は、皆様の御支援がありまして回復してはおりますが、浜通りに関しましてはまだ避難者が2万3000人ほどいるということで、これまで以上に国内外の方々に被災地を知ってもらおう取組を強く進めていく必要があると考えております。

先日、政府による次期観光立国推進計画の中に、東京電力の福島原発の廃炉現場を通しました視察の交流拡大がございました。廃炉現場を実際に見てもらえる機会は、これからも増やしていったほうがいいのではないかなど。風評・風化対策のためには、ありのままの福島を見ていただくことが一番で、廃炉の現場を近くまで普通の服を着て安全に間近で見るといのは大切なことだと思いますので、こういった取組につきましても、風評・風化対策につながるように、国からも力強い御支援をお願いしたいと思います。

3点、以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会、杉岡代表、お願いいたします。

○杉岡代表 皆様、こんにちは。飯舘村長の杉岡誠です。

相馬地方市町村会を代表して、2点申し述べたいと思います。

その前に、この場をお借りしまして、日頃より被災自治体が抱える課題、たくさんあるのですけれども、その課題解決に向けて、国や関係機関の皆様方が一体となって取り組んでいただいておりますこと、心から御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

1点目については、農地集積や農業法人への貸出し等を通じた担い手確保、大規模化の推進についてであります。

原発事故の影響により、農産物生産の中止を余儀なくされた農地につきましても、現在、福島県営農再開支援事業を活用して、営農再開に向けた鳥獣被害対策や地力回復、管理耕作等に取り組んでおります。しかしながら、地域によっては、農業基盤の復旧完了までに

は5年以上の期間を要することが想定される場所もありますし、担い手の高齢化、住民の帰還が十分に進んでいない状況などもありまして、営農再開を推進していくためには継続的な支援が必要と考えております。

一方で、本村においては、これまでの担い手確保等の取組の結果、令和8年度以降に営農再開が見込める農地も、十分ではないものの、着実に増えてきております。今後、避難指示解除を目指す帰還困難区域内の農地も含めて有効活用できるよう、引き続き十分な財源等の確保をお願いしたいと思います。あわせて、除染後農地等の地力回復対策や担い手への農地集積に向けた準備への支援など、営農再開に向けた支援の継続を改めて強く要望させていただきます。

2点目は、森林の適正整備及び資源回復についてであります。

これも原発事故により、帰還困難区域のみならず飯館村の全体面積、230.13平方キロメートルありますが、この75%を占める森林が広範囲に汚染されたままとなっております。このため、森林整備や林業、生活活動等に多大な影響が今も生じております。放射性物対策を含めた森林再生事業等を着実に進め、森林の多面的機能を回復させるとともに、森林資源の活用やなりわいの回復に総力を挙げて取り組むことが必要と考えております。

森林再生に向けては、ふくしま森林再生事業や広葉樹林再生事業、里山再生事業などの事業を実施していただいておりますが、これを継続していただきたいということと、住民が安心して帰還し、生活できるよう、国有林の放射線量の低減措置等を含む森林整備に取り組んでいただくことを要望したいと思います。

また、村内の森林面積の約60%を占める国有林については、支障木や雑草等の繁茂により、道路の排水溝の埋没や枝葉が作る日影による路面凍結が発生しております。さらに、やぶなどが鳥獣の隠れ家となることでその行動域が拡大し、農地等が深刻な獣害を受けている状況にもあります。

国有林は自治体での管理対象ではないということから、国が責任を持って支障木や雑草の除去、獣害対策、集落との間の干渉帯整備など、さらなる森林整備及び必要な対策を行うことを強く要望させていただきたいと思います。

以上、相馬地方を代表しての私からの発言であります。よろしくお願いたします。

○瀬戸復興副大臣 続きますして、双葉地方町村会、吉田代長、お願いいたします。

○吉田代表 双葉地方町村会代表を務めております大熊町長の吉田でございます。

国、県の皆様におかれましては、被災地域復興のため、日夜御尽力をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

私からは4点申し上げさせていただきます。

1点目は、復興に必要な財源の確保についてであります。

東日本大震災と原発の事故から15年が経過しましたが、原子力災害からの復興を成し遂げるためには、新年度から始まります第3期復興・創生期間における復興に向けた取組に十分な予算を確保いただくことはもとより、それ以降も必要な予算を中長期的に十分に確

保いただきますよう、よろしく願いいたします。

特に、福島再生加速化交付金につきましては、双葉地方全体の復興を成し遂げるまで、地元負担を求めることなく、国において長期的かつ十分な予算を確保するとともに、各町村が直面する新たな課題解決のための事業を円滑に実施できるよう、支援策の柔軟な活用等についてもよろしく願いいたします。

2点目は、特定帰還居住区域等への対応についてであります。

帰還意向のある住民の帰還を2020年代に成し遂げるとの政府方針を踏まえ、来年度から特定帰還居住区域の避難指示が順次解除される見通しが示されたとの報道がありましたが、特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向けては、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に考慮して、除染の確実な実施はもとより、住民が安心して生活できるよう、道路、河川等のインフラ整備や、営農再開に向けた取組を加速するよう、一層の御支援をお願いいたします。

また、帰還困難区域のうち、帰還意向のない住民の土地や家屋等の荒廃が進んでいることから、その取扱いについて、地元の意向を十分に酌み取った上で速やかに方針を示していただくとともに、先般、一部事業の作業ガイドラインが示された帰還困難区域の多くを占める森林の整備・活用に向けた取組につきましても、住民の安全・安心の確保を大前提に御検討いただくよう、お願いいたします。

3点目は、ALPS処理水の処分及び安全・確実な廃炉作業の実施についてであります。

ALPS処理水の海洋放出は、これまでのところ順調に行われておりますが、処理水全ての放出にはまだまだ長い時間が必要とされております。今後も、想定外の事態があってはならないことから、常に緊張感を持って、安全性を担保した確実な実施を心がけ、水産業の関係者をはじめ、地域住民に不安を抱かせることのないよう、引き続き、東京電力に対し指導・監督をお願いいたします。

また、2号機における燃料デブリの1回目の試験的取出しにおいて、複数の作業トラブルが発生し、作業が中断されたことで、廃炉の行く末に不安を感じた住民も少なくありませんでした。今後行われる本格的取出しにおいては、これまで以上に予期せぬ課題や困難さに遭遇することが予想されますことから、国が前面に立って、総力を挙げて取り組んでいただくとともに、東京電力に対しては、安全かつ着実な作業の実施はもとより、住民の不安解消に向け、廃炉作業の進捗状況等について、分かりやすい情報発信に努めるよう、指導・監督をお願いいたします。

4点目は、福島イノベーション・コースト構想の推進、地域産業の再生についてであります。

双葉地方の復興・再生に向けては、企業誘致を通じた視野の広いサプライチェーンを伴う産業集積を進め、その効果を地元企業に波及させることで、「地域の稼ぎ」を生み出すとともに、働く場を確保することが何よりも重要であり、特に自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金は、そのための重要なツールであります。地元の事情を丁寧に把握しつつ、

柔軟な制度の運用を行うとともに、進出企業を地元企業につなげる取組の強化も必要であります。

昨年6月に改定されました青写真においても、令和8年度からの5年間で復興の実現に向けた正念場と捉えており、様々な地域課題の解決に向けて、新技術の研究開発や社会実装を進めるための各種施策を推進するとともに、引き続き、長期にわたる制度の維持及び財源確保と、地域の実情を踏まえた制度の運用をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会、山本代表、よろしくお願いいたします。

○山本代表 福島県原子力発電所所在町協議会の代表を務めさせていただいております富岡町長の山本でございます。

私からは大きく3点申し上げたいと思います。

1点目は、国の責務としての力強い支援の継続についてであります。

復興は、道路や施設ができたかではなく、住民が安全・安心に将来への不安がなく生活できるかで評価されるべきものです。私も原子力発電所所在町は、復興へのスタートラインに立ったばかりであり、住まい、医療、介護、福祉、教育、子育て、交通、各種産業、地域コミュニティーなど、あらゆる分野において発災前のレベルにはほど遠い状況にあります。原子力災害は、自治体の自助努力だけでは埋められない課題が数多くありますので、福島特措法に明示されているとおり、国の社会的責任を踏まえ、被災者、被災地の復興に総力を挙げて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

2点目は、産業の復興についてであります。

前回のこの協議会の場合において要望した立地補助金に関する雇用要件の緩和や、イノベ実用化補助金における地域課題解決のためのローテク分野等への対象拡大について、来年度からそのような運用にさせていただいたことに御礼を申し上げます。

復興の進捗に伴って様々なニーズが発生すると予想されますので、今後とも産業発展の青写真の実現に向け、状況の変化や課題に応じ、各種支援制度の不断の見直しや柔軟な運用をいただきますよう、お願いいたします。

3点目は、除去土壌等の県外最終処分の約束について申し上げます。

法律上、国は2045年3月までに県外で最終処分を完了する責務を負っており、これは福島復興の大前提であります。国におかれましては、県外最終処分に向けた具体的な工程表の提示と、毎年の更新はもとより、誰がいつまでに何をどのような財源でも明確にお示しをいただき、国が前面に立ち、住民に対して分かりやすい説明を行っていただきたいと思っております。

そして、2045年3月を目標ではなく、守るべき約束と捉え、国としての責任をしっかりと果たしていただくよう要望いたします。

私からは以上であります。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県町村会、星代表、お願いいたします。

○星代表 福島県の町村会長を務めています下郷町長の星學でございます。

私から4点を申し上げます。

1点目は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた精緻なロードマップの策定等についてでございます。

燃料デブリ取出し工法等の検討結果が示されましたが、作業の安全確保、取出し後の一時保管や県外での処分の在り方などが明確になっておりません。目標とする2051年の廃炉完了を実現するためにも、それらプロセスを具体化した精緻なロードマップを早急に策定していただくようお願いいたします。

また、廃炉が進捗すれば、今後、解体建屋の瓦礫などの高濃度の放射性廃棄物が大量に発生することが見込まれますので、具体的な処理・処分方法などを示していただくようお願いいたします。

2点目は、除去土壌等の県外最終処分でございます。

当県との約束であります県外最終処分を実現する上で、処分量を減らすことは極めて重要になると考えますが、国が進める復興再生利用への国民的理解は進んでいるとは言い難い状況です。これから地方の出先機関で再生利用を進めるとされていますが、地方は、住民の生活圏に近く、周辺住民の理解がなくては実現が難しいと思われまますので、県外最終処分に向けた復興再生利用に対する国民の理解醸成に一層取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

また、県外最終処分に向けたロードマップが示されましたが、2035年を目途とする処分候補地選定の具体的な方針や工程、候補地選定後の具体的なプロセス、スケジュールが明確ではなく、我々は実現の見通しを実感できておりませんので、早急に明示していただき、全省庁一丸となった取組を加速されますよう、お願いをいたします。

3点目は、風評・風化対策のさらなる推進についてでございます。

桃、米、牛肉などの価格は全国平均よりも低く、価格差もいまだ回復しておりません。また、インバウンドなど、全国で観光需要が高まっても、当県への観光を目的とした宿泊者数は震災前の7割程度にとどまり、原子力災害の影響はいまだ県内全域に及んでおります。

正確な情報発信をはじめ、国際的な理解促進、食品をはじめとした安全性の確保及びその取組への理解促進など、風評払拭に向けた取組を一層推進いただきますよう、お願いをいたします。

また、市町村が行う安全性や地域の魅力発信などへの取組に対し、引き続き支援をお願いいたします。

次に4点目、食品等の基準値や出荷制限等の見直しについてでございます。

野生キノコや山菜などの出荷制限による経済的損失は大きく、また、捕獲鳥獣のジビエ利用が推進されていても、当県では出荷制限等で食利用ができず、特に昨年はクマの駆除

頭数が1,000頭を超え、市町村はその処分に大変苦勞いたしました。野生キノコ、山菜、ジビエ等の食品については、特別の基準による対応を検討するとされていますので、食品等の基準値や出荷制限等の規制の妥当性を検証していただき、その結果を踏まえて見直しを図っていただきますよう、お願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、いわき市、山田副市長、お願いいたします。

○山田副市長 いわき市副市長の山田でございます。

本日、内田市長は参加ができません。代理で発言をさせていただきます。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や復興特区税制など、多大な復興・創生への御支援をいただきまして、感謝を申し上げます。

私からは、本日、4点申し上げさせていただきます。

まず1点目として、復興・創生に向けた取組の継続的な支援についてでございます。

本市におきましては、原子力災害に伴う風評の影響や担い手不足、心のケアなど多くの課題が残されておりまして、真の復興はまだ道半ばであると受け止めております。

こうした中、本市におきましては、F-REIとの連携や、廃炉産業と地場産業を結びつけた新たな産業の創出、また、CIFALジャパンとの連携などによりまして、次世代を担う若者の確保・育成を図り、復興・創生に取り組んでいるところでございます。

国におかれましては、昨年6月に改定されました基本方針を踏まえ、観光業や農林水産業の風評払拭等を含めた原子力災害に伴う諸課題への対応をはじめ、浜通りのナショナルサイクルルートの指定に向けた取組への支援など、今後の復興・創生に向けた様々な取組が滞ることのないよう、継続した支援をお願い申し上げます。

2点目は、廃炉作業の確実な安全対策についてでございます。

福島第一原発におきましては、中長期ロードマップの目標工程における最終段階の第3期に入りました。国におきましては、東京電力や関係機関と連携をしながら、ロードマップの改訂等も含め、廃炉措置完了までの具体的な工程等について提示するよう、お願い申し上げます。

また、廃炉の状況等について、市民との直接的な対話の機会を広く設け、求められている情報を適切に把握した上で、市民の目線に立って、分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、説明責任を果たされるよう、お願い申し上げます。

3点目は、ALPS処理水の海洋放出についてでございます。

国におきましては、現在も続いている中国やロシア等の輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めるとともに、漁業者が今後も安心して漁業を継続できるよう、常磐ものをはじめとする水産物の国内消費拡大等に向け、正確な情報発信や対話等により、国内外のさらなる理解醸成に全力で取り組んでいただきたいと考えてございます。

また、風評対策となりわい継続支援にも徹底的に取り組み、被害が生じた場合には、確実かつ適切な賠償をお願い申し上げます。

さらに、安全な処理水の放出管理に向けまして、最後まで国が責任を持って取り組まれるよう、お願い申し上げます。

最後に4点目は、防災庁のいわき市への設置についてでございます。

本市では、昨年5月に官民連携によりますいわき市への防災庁設置を目指す期成同盟会を設立いたしまして、内閣府に対しましてこれまで4回にわたり本市の優位性を強く訴えてまいってきたところでございます。

本市への設置は、東日本大震災や原子力発電所事故等の未曾有の災害から得た知見を国益に資する拠点として全国に還元し、復旧・復興において多大な御支援をいただきました全国の皆様への恩返しを果たしたいという切実な願いでもございます。

国の機関が設置されることで、F-REIの相乗効果による関連産業の集積や新たな雇用の創出、若者の定住促進など、浜通り地域全体の活性化に大きく寄与するものと確認しておりますので、いわき市に設置していただきますよう、強くお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、会津総合開発協議会、室井代表、お願いいたします。

○室井代表 会長を務めております会津若松市長の室井でございます。

国、県の皆様方には、日頃より復興に向け御尽力をいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

私からは、会津地方17市町村を代表し、2点お願いを申し上げます。

初めに、鳥獣被害対策とジビエの出荷制限の見直しについてであります。

今般、ツキノワグマの出没数が急増しておりまして、報道によれば、福島県内では、11月末時点で過去最多ペースとなる1,528頭が捕獲されております。当会津地域においても多くの目撃情報、そして被害が確認されておりまして、農作物被害のみならず、人的被害も確認されております。

駆除したクマにつきましては、現在も続く出荷制限により、ジビエとしての活用ができないことから、焼却や埋設による処分を余儀なくされている状況であります。自治体の負担も大きいところであります。

また、鳥獣被害がもたらす農林業をはじめとした様々な分野への影響は、地域の持続可能性を損なうだけでなく、産業・なりわい再生の停滞も招いているものと認識しております。

つきましては、財源確保や制度拡充を含めた鳥獣被害対策における支援の一層の充実・強化を図っていただくとともに、駆除したクマをはじめとする鳥獣をジビエとして活用できるよう、引き続き各種基準の妥当性や合理性の検証を行っていただくよう、要望させていただきます。

2点目は、風評・風化防止に向けた取組継続についてであります。

来年度から第3期復興・創生期間が始まりますが、震災から15年が経過した現在でも、風評の被害は根強く残っているものであります。例えば観光客入込数でいえば、福島県の

令和6年度観光客入込状況の調査において、県北・県南は震災前の水準を上回る回復を示している一方で、会津地域は依然として震災前の水準に届いておりません。つきましては、引き続き、国の責任において、風評対策及び風化防止のための取組を継続・強化いただくことを繰り返し要望させていただきます。

最後に、原発事故に伴う賠償基準である中間指針については、福島県内での地域の分断を生じさせない観点から、風評被害や出荷制限等を含む被害の実態を適切に反映した指針の見直しを再度検討していただくとともに、東京電力ホールディングス株式会社に対しましても、被害者の実情に寄り添った柔軟かつ丁寧な対応を行うよう、国において指導していただくよう、繰り返し要望させていただきます。

結びになりますが、今後とも、会津地方を含む福島県全体の復興に向けた様々な施策の充実について重ねてお願い申し上げます、会津総合開発協議会からの要望といたします。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県市長会、鈴木代表、お願いいたします。

○鈴木代表 県の市長会会長の白河市長の鈴木和夫でございます。

私から2点ほど御要望を申し上げたいと存じます。

先ほどもいろいろF-REI等々の話がありましたが、まずは産業振興であります。

私は基本的に、知事もそうだと思いますが、産業の振興なくして地域振興ないという考え方を持っております。特にこの福島県の例でいえば、今年、令和7年度の住民基本台帳人口の移動調査では、福島県から転出する数が7,200人弱ということで、全国ワーストツーであります。これは何を意味するかということではありますが、一つにはやはり仕事がないということでもあります。決して福島県は仕事がないわけではなくて、製造業の強い県でありますから、いろいろな製造業がありますが、とりわけ製造業以外のところでの要望が強いのかなと思います。

そういう点で、地域産業の振興の中で、F-REI、それから福島イノベーション・コースト構想の話をして少ししたいと思います。先ほども経済産業省の資料の中に、イノベ構想をもっと身近に、未来を現実にと、こういう表現があります。まさしくこのとおりだと思います。福島イノベーション・コースト構想もF-REIも、まさしく内容は見事なものだと思います。これからの未来産業を、どういう産業を強くしていくか。今、福島県が問われている産業はどのようなものかということのを的確にここに表示をされております。そして、福島イノベーション・コースト構想を受けて、F-REIでそれを国際研究構想にするわけですが、では、そのロードマップはどうか。実はここが問題なのではないかと思うのです。確かにすばらしい構想ではありますが、これを具体的に実装化する、実現化するための道筋は決して簡単なものではないと私は思っております。これこそが一つ、産業振興の大きな軸だと思いますので、ここは赤澤大臣、ひとつ十二分に福島イノベーション・コースト構想、そしてF-REIが、まさしく浜通りはもちろんのこと、福島県全体に波及するような産業振興に期するように、具体的かつ実装的に物事が進む、見える化できるように、一般の企業の方々、ここに参画すれば自分の企業はこういうメリットがあるということが明確に

なる、明らかになるような、そういう道筋をつくっていただきたいと思うところであります。

それから、もう一点は、原発に由来するものでも必ずしもないかもしれませんが、医療並びに介護人材の確保であります。福島県全体の医療圏の医師の数は、全国に比しても低いわけですが、とりわけ相双医療圏が一番低いのであります。そういう意味で、また、放射線に関する影響調査でも、依然としてまだ健康影響に対する不安が残っておりますので、こういう風評の影響により、医療人材が不足しているという被災地の特殊性に鑑みて、地域医療再生臨時交付金などの利用・活用をしまして、医療人材確保のための医療機関への支援あるいは自治体への財政支援の継続並びに拡充を強くお願いしたいと思っております。

最後に、先ほど知事が申しあげましたように、本当に福島県の再生なくして日本の再生なしと。これは安倍元総理もおっしゃいましたし、それ以降の総理も明確におっしゃっていることでありますので、こういうことを踏まえて、具体的かつ実践的にいろいろな諸事業、諸課題を実践されることを心から期待を申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県議会、矢吹議長、お願いいたします。

○矢吹議長 県議会議長の矢吹貢一であります。

日頃より、本県の復興に多大な御尽力をいただいておりますこと、まずもって心から感謝を申し上げます。

今ほど皆さんから御要望があった内容と重複する部分もございますが、私から5点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目は、除去土壌等の県外処分についてであります。

2035年度を目途に処分候補地が選定されるとのことでありますが、その後の用地取得等の具体的なプロセスが示されておらず、県民が全体像を把握できない状況にあります。県民が安心できるよう、2045年3月までの具体的な工程表を示し、取組を加速していただきたい。

2点目は、廃炉作業の安全・確実な実施についてであります。

福島第一原発の廃炉作業は当県復興の大前提であり、中長期ロードマップ等に基づき、今後も安全かつ着実に責任を持って進めていただきたい。

また、人材の育成・確保とともに、地元企業が廃炉関連産業にさらに参入できるよう、環境整備を進めていただきたい。

3点目は、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除についてであります。

将来的には、帰還困難区域全ての避難指示を解除できるよう、復興・再生に最後まで責任を持って取り組んでいただきたい。

4点目は、風評・風化対策についてであります。

県産農林水産物はいまだに根強い風評が残っております。固定化されたイメージの払拭に向けて取り組んでいただきたい。

また、東日本大震災から15年が経過した中で、原子力災害からの復興途上の福島県が忘れ去られることが一番心配であります。現状を分かりやすく正確に情報を発信していただきたい。

最後に、復興財源についてであります。

令和8年度から始まる第3期復興・創生期間については、避難者の帰還や生活環境の整備等を一層進めなければならない極めて重要な期間に入ります。第3期復興・創生期間に必要な復興予算の確保については既に閣議決定されておりますが、当県の原子力災害は全県に及んでおり、真の意味での福島県の復興・再生には、全県的な産業発展やインフラ整備が必要であることから、復興財源の使途につきましては柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

どうか国におきましては、原発事故を風化させず、今後も福島県に寄り添って御尽力をいただけますように、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上です。

○瀬戸復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、国から御回答を申し上げます。

まず、牧野復興大臣からお願いいたします。

○牧野復興大臣 様々な御意見ありがとうございました。

内堀知事をはじめ、皆様からいただいた御要望につきましては、まず私からお答えをさせていただきます。

1つ目は、重複するというか一つまとめたところがありますけれども、避難地域の復興・再生についてまず申し上げたいと思っております。

特定復興再生拠点区域をはじめ、避難指示が解除された地域の住宅、子育て、買物の環境の整備等につきましては、引き続き、福島再生加速化交付金等の活用をして支援をしてまいります。

それから、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除するとの御要望をいただきましたけれども、これについては国としての決意に変わりはありません。特定帰還居住区域につきましては、除染、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を着実に進めていきたいと思っております。

これまでおよそ900世帯の方たちが帰還の意向を示しておりまして、来年度から順次避難指示解除が行われていく見通しでございます。残された土地・家屋のお話がありましたけれども、これも今後自治体の皆様と共に協議を重ねていきながら、どうしたら解決できるかという検討を進めていきたいと思っております。

そして、避難者の皆様方の生活再建でございますけれども、心のケアについては、被災者支援総合交付金を継続して出しまして、自治体の取組を支援するとともに、医療については、地域医療再生基金等の活用を行いまして、双葉地域におきましては、中核的病院をはじめ、医療施設の再開・開設、人材確保等についてきめ細やかな支援をしていきたいと

思っております。

次に、風評払拭については、今後も政府一丸となって、科学的根拠に基づいた正確な情報を国の内外に分かりやすく発信するとともに、福島県、また自治体の皆さんが行っていらっしゃる風評の払拭に向けた取組を支援してまいります。

そして、将来の産業振興、産業の創造ということになりますけれども、福島イノベーション・コースト構想と、またF-REI、そうしたものについては、これまで以上に実際に産業の振興といいますか働く場につながり、また、未来の福島県の現実的な産業につながっていくような、そういう産業集積、教育、また人材育成などにしっかり取り組んでいこうと思っております。

そして、F-REIにつきましては、御承知のとおり施設整備は順調に進んでおりまして、令和12年度までの順次供用開始を目指しております。そして、本部施設等は令和10年度の完成を目指しておりますが、可能な限り前倒しをしていきたいと思っております。

次に、除去土壌の県外最終処分の実現に向けましては、閣僚会議の副議長であります復興大臣としまして、石原環境大臣と共に、各省庁と連携しつつ、ロードマップに基づいて、復興再生利用の推進、そしてまた国民の皆様のご理解がまず一番ですので、その理解の醸成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

ロードマップの具体的な工程表をお示ししてほしいというお話は、もうずっと伺っております。当然のことながら、強い要望として我々は受け止めておりますが、いろいろな難しいというか複雑なところもございますので、それを少しでも示せるように、とにかく政府一丸となって努力をしていきたいと思っております。

最後に全体的な話ですけれども、福島復興・再生というのは、本当に内堀知事がおっしゃっているとおり長い道のりであり、また戦いであるというのは、十分我々も認識しております。そしてまた、地域ごとの多様なニーズがあることも承知しております。ですので、自治体の皆様、県の皆様方としっかり協議をしながら、国が前面に立ってこれからも復興・再生については取り組んでまいります。

そして、第3期復興・創生期間、4月ですのでもうあと何日もありませんが、我々もこれは昨年閣議決定した復興の基本方針及び福島復興再生基本方針を踏まえて、復興に向けた様々な課題について、とにかく今ある課題を総力を挙げて解決していきたいと思っております。

そして、必要な予算の確保、また税制等の制度、いろいろ御要望がございましたけれども、これまで同様、そしてさらに運用が少しでも使い勝手がいいようにしていきたいと思っております。

いずれにしても、今日、各大臣に来ていただきまして、日頃からいろいろなお話をさせていただいておりますけれども、原子力災害からの復興・再生というのは、復興庁という役所はありますが、政府全体の責任だと私は思っておりますので、これまでもやってきましたけれども、これからも各省庁の大臣はじめ、そして職員の皆さんと協議をしながら

ら、着実に進めていきたいと思いをします。

私からは以上、お答えをさせていただきました。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、鈴木農林水産大臣から御回答をお願いします。

○鈴木農林水産大臣 皆さん、御意見ありがとうございました。

私からは6点お答えを申し上げたいと思いをします。

まず初めに、内堀知事、そして原会長はじめ、皆様からお話がありました営農再開の促進に向けた継続支援などについてお答えをします。

現状、被災12市町村ごとに状況が大きく異なっている。このことをよく踏まえまして、地域ごとのきめ細かな支援を講じていく必要があるかと当然考えております。

これと同時に、加工・流通事業者のニーズにも的確に対応し得る競争力の高い農業構造としていくことが不可欠であります。

令和8年度から始まります第3期復興・創生期間において、除染後農地の安全性の確保や適切な保安全管理、地力の回復など、営農再開に向けた取組を今後も着実に進めてまいります。

また、農地の集積・集約化や大区画化の推進、外部からの参入も含めた担い手の育成・確保、広域的な産地形成に向けた取組も進めてまいりたいと思いをします。

加えて、F-REIにおいて研究開発、また実証を進めるスマート農業の現場への導入をしっかりと行ってまいります。

国内外に向けた販売促進の取組など、生産から流通・販売に至るまでの一体的な支援を行い、福島県の農林水産業の復興・創生に向けて、福島県、そして市町村、またJAグループをはじめとする関係機関の皆様と緊密に連携をしながら取組をさせていただきます。

また、令和8年度予算については、福島県営農再開支援事業など3事業を1本に統合いたしまして、新たな基金を措置することとしております。今後は、既存の関連事業についても統合を進めることで、ハード事業とソフト事業を一体的に、かつ機動的に実施することが可能になると思いをしますので、現場のニーズに沿った効果的な支援となるような仕組みにしたいと思っております。

私としても、特に土地利用型につきましては、先ほど麦や大豆のお話もありましたが、やはり浜通りは気候が大変そっちにも向いている状況でありますから、日本全国で最も、少なくとも本州では最も生産性の高い、そういう地域とすべく、担い手の参入も含めて、投資を我が省としても拡大をしていきたいと思いをします。

そして2点目は、新規就農の支援、労働力対策についてであります。

新規就農者育成総合対策により、市町村やJAなどが主体となったトレーニングファームの整備や、技術指導などにおけるサポート体制の充実に向けた取組などを総合的に措置しております。引き続き、新規就農の支援には取り組みますが、同時に、少ない人数でも供給力をアップできるようなスマート化は重点的に進めさせていただきたいと思いをします。

そして3点目は、杉岡村長、吉田町長からもありましたが、森林整備についてでありま

す。

今日も私自身、帰還困難区域内にある国有林にお邪魔をしましたが、15年間手をつけていないとどういう状況になるかというのは目の当たりにさせていただきました。放射性物質の影響を受けた地域における森林整備や里山の再生などを推進しているところでありまして、令和8年度においても引き続き各種支援事業を実施していきます。

そして、帰還困難区域内の森林整備は再開をしなければなりません。作業者の皆さんの安全・安心の確保のためのガイドラインの策定をいたしましたので、まずこれについて丁寧なリスクコミュニケーションを実施して、令和8年度からモデル的に森林整備に着手してまいります。

特に国有林について申し上げますと、本年度から間伐などの実証事業を開始しております。磐城森林管理署に体制も整備をいたしますので、地域の皆さんと一緒に、民有林か国有林かにかかわらず、一体的に森林整備再開が進むようにしっかりやらせていただきます。

特にさっき杉岡さんからあった道路脇の木が倒れてきちゃってみたいなお話がありましたら、個々の対応はしっかり我々が責任を持ってやらせていただきますので、磐城のほうに言っていただければ、至急対応させていただきたいと思っております。

そして4点目、風評対策などについてであります。関係省庁と連携をしながら、農林水産物の安全性に関する正確な情報や魅力について、国内外に幅広く発信をしております。政府一丸となった働きかけにより、昨年11月21日に台湾が輸入規制措置を完全に撤廃をさせていただきました。引き続き、中国側に対しては粘り強く対応させていただきますので、どうかまた御指導のほど、よろしくお願いたしたいと思っております。

そしてまた、風評の払拭に向けまして、放射性物質の検査結果などの安全性に関する情報発信を行うとともに、流通事業者などでの認知度向上など、国内外における販促活動に努めてまいります。

そして5点目は水産業についてです。

地域で策定をしていただきました復興計画に基づく生産回復に向けた取組を、がんばる漁業で支援をしているほか、担い手の確保・育成に向けた長期研修、また被災地水産物の販路開拓などの取組を支援してきております。

海洋環境も大変変わってきておりますので、そうした変化を踏まえた適切な資源管理に取り組むとともに、浜ごとの状況に応じた安定的な水産物生産体制の構築に向け、引き続き対応させていただきます。

そして最後、6点目になります。室井市長からもお話のありました鳥獣被害対策についてであります。

現在、鳥獣被害防止総合対策交付金により、地域ぐるみの活動に対して総合的に支援をしておりますが、特にクマについては、また石原環境大臣からもあろうかと思っておりますが、クマ対策被害パッケージの取りまとめをさせていただいておりますので、農林水産省

としても、強固な柵を設置するだとか、もしくは電気柵を二十にするだとか、そうしたことについて支援をさらに拡充をさせていただきます。

また、先ほどジビエの基準についてのお話もありました。私自身もこれは大変問題意識を持っておりますので、私のほうからも消費者庁のほうに今日のお話をしっかりさせていただきたいと思っております。

皆様からいただいた御意見、御指摘については、しっかり受け止めさせていただきましたので、現場の気持ちに立って今後とも対応させていただきます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、赤澤経済産業大臣から御回答をお願いします。

○赤澤経済産業大臣 多くの大変意味のある御要望、御指摘、御意見をいただいて、誠にありがとうございます。全てしっかり記録にとどめて、経済産業省の総力を挙げて対応していきたいと思っております。

その上で、経済産業省は、最重要課題が着実かつ安全な廃炉ということを申し上げ、福島復興ということを申し上げています。ということで、今日は私と共に経済産業省の小森政務官も来ておりますので、私のほうからは、まず廃炉とALPS処理水の海洋放出の2つについて主にお答えを申し上げた後で、後ほど小森政務官から、残った部分について回答するという形を取らせていただこうと思っております。

廃炉については、中長期工程、安全確保、東電への指導、あるいは廃炉人材の育成、地元企業の廃炉産業参入の促進、それから放射性廃棄物の県外処分の検討状況、あるいは情報発信と安全かつ着実な廃炉、そしてALPS処理水の海洋放出については、放出状況の監視、緊張感を持った対応とか、情報発信、輸入規制の撤廃、水産関係者への支援等、さらには迅速かつ確実な賠償といった御指摘をいただいております。ざっと私のほうからお答えを申し上げたいと思っております。

まず、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は、世界にも前例のない、技術的にも難易度の高い作業になります。引き続き、技術的な検証を進めつつ、現行の中長期ロードマップに基づき、地域の理解を得ながら、安全を最優先に、高い緊張感を持って廃炉作業に取り組むように、東京電力を指導してまいります。

また、廃炉作業を安全かつ着実に進めていくためには、廃炉を担う人材の確保が不可欠です。経済産業省としては、遠隔操作技術やロボット技術、フィジカルAI等のイノベーションを牽引すべく、実践的かつ専門的な知識や技術を有する人材育成に取り組んでいるところでございます。先ほど市長会の会長であります鈴木市長から、特に名指しで御指名をいただいて、いろいろF-REIとか福島イノベーション・コースト構想も聞くなりすばらしいが、ちゃんと中身を伴わせると、県民が実感できるような成果を早く上げて、産業振興を本当に形にする、みんなが実感できるようなものにといいことがあったと思っております。

特に私自身が思っていることを、用意したものと脱線してお話をしますが、あれだけの廃炉というような極限状況というのは、世界中探してもここにしかありません。その場で極限の状況に対応するための技術を磨いてきていますが、今、本当に時代の大きな変わり

目に來たなと思うのは、そこに投入するフィジカルAIについて、あれだけの過酷な状況で、センサーがちゃんと動くか、あの線量の中でカメラが動作するようなことをどうやって確保するか、ありとあらゆるテーマが、これは世界でここでしか試せない、ここでしか本当に実験できない、そういうものになっています。

我々は廃炉が最優先課題ですので、予算をかける用意もありますし、まさに冒頭の御挨拶で申し上げたAIのトランスフォーメーションの始まりの場所にこの福島をするといった意味は、廃炉を徹底的に、ピンチをチャンスに変えるつもりで産業化していくということについて、相当の決意を固めてやっていこうとしておりまして、そういうさらに新たな生成AIの進化、社会実装が出てきている中で、確実にお約束したことを実現していきたいという強い思いを持っておりますので、その点はお伝えをしておきたいと思っております。

AIの活用について先ほど申し上げましたが、AIの社会実装の現場として福島第一原発をしていく、廃炉を本当にやりがいのある挑戦領域と捉えて、技術を磨き、廃炉を成し遂げていきたい。そのことでまた地元企業の廃炉関連産業への参画拡大を行い、福島県と連携した資格取得支援や技術支援などに取り組んでまいりますし、まさに極限状態でのいろいろなことを学びたいければ、若者はみんな福島に行けとか、行きたいとか、本当にそういう流れができるように、真剣に取り組んでいきたいと思っております。

東京電力福島第一原子力発電所の放射性廃棄物の処分の方法については、処分対象となる廃棄物の発生量や性状等の全体像の把握を行った上で検討を進めていく必要があることから、まずは国としても、関係機関と連携しながら、放射性廃棄物の調査や分析を進めてまいりたいと思っております。

今後は、燃料デブリの大規模取り出しなど、廃炉の根幹となる最も困難な作業段階に入っておりますが、国内外の叢智を結集しつつ、地域の皆様などへの丁寧な説明や国内外への情報発信も行いながら、安全かつ着実な廃炉に向けて、国が前面に立って総力を挙げて責任を持って取り組んでまいりたいと思っております。

また、ALPS処理水の海洋放出は、これまでのモニタリング結果やIAEAによる評価から、安全であることが確認をされております。東京電力には、引き続き緊張感を持って対応するよう指導していくとともに、国も最後まで責任を持って万全な対策を講じてまいります。

また、風評対策に万全を期すため、IAEAによる評価も含め、ALPS処理水の安全性やモニタリング結果等について、国内外へ透明性高く情報発信を行ってまいります。

さらに、今なお残る一部の国・地域による日本産水産物の輸入規制措置については、あらゆるレベルで規制の撤廃を強く求めるとともに、三陸常磐ものの魅力発信と消費拡大を政府一丸となって取り組んでまいります。

昨年11月に官民を挙げて開催した三陸常磐ものの消費拡大期間では、私自身も福島県産のサンマのポーポー焼きのお弁当をおいしくいただき、魅力発信に一助とさせていただいたところでございます。

これらの取組を講じてもお被害が生じた場合には、被害の実態に見合った必要十分な

賠償が迅速かつ適切に実施されるよう、東京電力をしっかりと指導してまいりたいと思っております。

残りの部分については、後ほど小森政務官から発信させていただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○瀬戸復興副大臣 それでは、続きまして、石原環境大臣から御回答をお願いします。

○石原環境大臣 本日は、環境省の施策についても様々な御意見をいただき、ありがとうございます。

まず、私のほうから、帰還困難区域の復興・再生に関して、環境省の担当する部分についてお答え申し上げます。

環境省は、特定帰還居住区域について、本年新たに区域拡大された4町村を含む6市町村において、除染や家屋等の解体に取り組んでおります。2020年代にかけて、故郷に戻りたいという御意向のある住民の方々が帰還できるよう、現場の声をよく伺いながら、避難指示解除に向けて同区域の除染等の取組を着実に進めてまいります。

そして2点目ですが、大変多くの方々から除去土壌等の県外最終処分に向けた取組について御質問がございました。また、御要望がありました。

福島県内で生じた除去土壌等の中間貯蔵開始30年以内の県外最終処分の方針は国としての約束であり、法律にも規定された国の責務であります。政府一丸となって、ロードマップに基づく各種取組を着実に進めながら、その進捗状況を踏まえ、2030年頃より先の取組の具体化について、段階的にお示しできるように検討を進めてまいります。

以下は、これまでの具体的な取組についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、県外最終処分の実現に向けては、やはり復興再生土の利用等による最終処分量の低減が鍵であります。これらの必要性・安全性等について、広く国民の皆様にご理解をいただくことが重要であります。これまで首相官邸や霞が関の中央官庁の花壇等9か所で復興再生利用を進めてきたところでもあります。また、ロードマップに基づき、各省庁と連携し、今後の復興再生利用の案件創出に向けても今、検討を進めているところでもあります。

こうした復興再生利用の現場の活用に加えて、中間貯蔵施設の現地視察、またイベントやSNS等による情報発信、パネルディスカッションの開催により、県外最終処分、復興再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成に今、努めているところでもあります。

このうちパネルディスカッションについては、昨年、福島県及び東京都、そして今年は宮城県及び埼玉県で計5回開催をいたしました。さらに、復興再生利用や県外最終処分については、昨年9月に設置した有識者会議において、専門的知見を活用し、技術的な検討を今行っているところでもあります。ぜひ御理解をいただければと思っております。

クマ対策、またそれにかかる費用については、後ほど辻副大臣のほうから、残りの部分と併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、田所復興副大臣から御回答をお願いします。

○田所復興副大臣 復興副大臣の田所嘉徳です。

星町長及び室井市長より、食品等の規制について御意見をいただきました。

食品等の規制については、復興の基本方針におきまして、科学的・合理的な見地から検証し、検証結果等を踏まえて、野生のキノコ、山菜、ジビエ等について、特別の区分の基準を設けまして対応することを検討するとしております。

御要望については、制度を所管する関係省庁にしっかりと伝えて、そして、引き続き連携して対応してまいりたいと思います。

以上です。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、高橋総務副大臣から回答をお願いします。

○高橋総務副大臣 総務副大臣の高橋です。

まず、内堀知事より、被災自治体への人的支援の継続について御発言をいただきました。原発事故によって深刻な被害を受けた地域では、復旧・復興事業を支える人材確保が重要な課題であるという認識は当然です。

総務省では、被災自治体に対する令和8年度の中長期の職員派遣に向けまして、昨年9月以降、総務大臣から全国の自治体の首長宛ての書簡の発出でありますとか、自治体とのオンライン面会などを通じまして、全国の自治体からの職員派遣について取組を推進してまいりました。今後とも、被災自治体が必要な復旧・復興事業を確実に実施できますように、人的支援の取組を進めてまいりたいと思っています。

次に、知事をはじめ、多くの皆様から、復興財源の確保について御発言をいただきました。

総務省としては、震災復興特別交付税について、第2期復興・創生期間の間、被災自治体が復旧・復興事業を行うために必要な額をしっかりと確保してまいりました。令和8年度以降の第3期復興・創生期間におきましても当然に、被災自治体が必要な復旧・復興事業を確実に実施できますように、昨年6月に閣議決定をされました東日本大震災からの復興の基本方針に基づきまして、震災復興特別交付税による支援を継続してまいります。

よろしくお願い申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、小森経済産業大臣政務官から御回答をお願いします。

○小森経済産業大臣政務官 経済産業大臣政務官に加えまして、原子力災害現地対策本部長の代理としても来てまいりますので、その立場から3点お答え申し上げたいと思います。

まず、帰還困難区域でございます。

本日、浜通り地域を訪問した際に、帰還困難区域も拝見いたしました。引き続き、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に取り組むという決意に揺らぎはございません。牧野大臣からも冒頭述べたとおりでございます。

その上で、まずは2020年代をかけて、帰還意向のある住民の皆様が早期に帰還できるよう、避難指示解除に向けた取組を全力で進めてまいります。

また、帰還意向が示されない土地・家屋等の扱いについても、解決の道筋をつけていく

べき重要な課題と認識をしております。

帰還困難区域を抱える地域の皆様の御意見をお伺いしながら、将来的な全域解除に向け、責任を持って取り組んでまいります。

次に、産業振興でございます。

福島イノベーション・コースト構想は、産業復興の柱でございます。注目を集めるプロジェクトも生まれている一方で、御指摘があったように、産業の復興は途上であり、まさにこれからが正念場でございます。昨年改定されました青写真に基づきまして、「地域の稼ぎ」「日々の暮らし」「担い手の拡大」の視点を踏まえながら、支援機関等との連携強化を図りつつ、段階に応じた一貫した支援環境の整備を通じて、産業復興を加速してまいります。

特に立地補助金につきましては、昨年の法定協でいただきました御意見、そして地域の実情を踏まえ、令和8年度予算案で幾つか見直しを行っております。例えば人手不足の深刻化等を踏まえた雇用人数の最低水準の引下げ、進出企業に対して、福島県内での部材などの調達等を求め、県内全域に産業集積の効果を波及させること、企業に対して、企業市民として、地域の交流人口の拡大や防犯・見守り、清掃等の実施を立地企業に促して、地域のコミュニティの活性化を図ることとしております。引き続き、皆様からの御意見を丁寧にお伺いしつつ、適切な制度の運用、そして予算の確保に努めてまいります。

加えまして、再エネの導入拡大、水素社会の実現を目指し、昨年9月に策定されました福島新エネ社会構想加速化プラン3.0に基づき取り組んでまいります。その取組の一つとして、一昨日、浪江町のFH2Rと田村市で低炭素水素を製造・利用する計画を認定したというところでございます。

最後に賠償でございます。

県内の住民の方々、農畜産物への賠償について、東京電力に対して、被害者の方々に寄り添い、個別の御事情をよく伺って丁寧な対応を行い、被害の実態に見合った適切な賠償を行うよう、しっかり指導してまいります。

以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、辻環境副大臣から回答をお願いします。

○辻環境副大臣 環境副大臣の辻清人でございます。

私は2点申し述べさせていただきます。

まず1点目、ALPS処理水の海洋放出についてでございます。

環境省では、関係機関とも連携して、ALPS処理水に係る海域モニタリングを実施しております。これまでのモニタリングの結果から、人や環境への影響がないことを確認しております。また、我が国が実施するこの海域モニタリングの客観性・透明性・信頼性の確保を支援するため、IAEAの枠組みの下でのモニタリングも実施されています。このようなIAEAの下での取組を含めて、引き続き、客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底しまして、結果を国内外へ分かりやすく発信し、風評対策にも貢献してまいりたい考え

でございます。

2点目は鳥獣対策についてです。

鳥獣被害は深刻な状況でありまして、しっかりと対策を進めることが必要であります。環境省では、帰還困難区域におけるイノシシ等の捕獲対策に加えて、都道府県に対して指定管理鳥獣対策事業交付金による財政支援を行っていますが、特にお話がありましたクマ対策については、令和7年秋の大量出没を受けまして、対策パッケージをつくり、ロードマップを作成して、予算の増額、補助率の引上げ、ガバメントハンターの雇用等の支援内容の拡充を行いました。駆除費用等についても大幅に増額しておりますので、県を通じて御要望いただきましたら、速やかに交付したいと思っております。

引き続き、こうした自治体への財政的な支援等を継続し、鳥獣被害対策を進めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、古川復興大臣政務官から御回答をお願いします。

○古川復興大臣政務官 復興大臣政務官の古川直季です。

いわき市の山田副市長より、防災庁のいわき市への設置について御意見をいただきました。本件については、昨年11月にも牧野大臣に御要望いただいていると承知しております。

防災庁の設置に関しては、まずは今年中の防災庁本庁の設置を目指しつつ、地方機関については当面、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び南海トラフ地震に対し、設置に向けた具体的な検討を行うこととしております。地方機関が担うべき機能や適地については、災害対策を最も効果的かつ効率的に実施できる体制を整えるという観点から、適切に検討を進めてまいります。

私からの回答は以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 それでは、最後に私からもお答え申し上げます。

室井市長から、中間指針の見直しについて御意見をいただきました。この中間指針につきましては、原子力損害賠償紛争審査会におきまして、被害の実態を踏まえまして、様々な観点から検討、策定されたものと認識をしているところでもあります。

東京電力が賠償を実施するのでありますが、個別の事情をよく伺って、丁寧な対応を行い、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速に行うことが重要と考えております。東京電力も、そういった観点から賠償をしてもらうものだと思っております。

御意見に対する国からの回答は以上とさせていただきます。

ここで内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事

まず初めに、今日の復興再生協議会、各大臣等から本当に丁寧な御回答をいただきました。福島県側の思いをしっかりと受け止め、しっかりと福島の復興を進めていくぞという思いを真摯に届けていただいたことに心から感謝をいたします。

東日本大震災と風化について皆さんに聞いていただきたいと思います。

今回、震災、原発事故から15年を迎え、32回目の法定協議会となります。実は、「東日本大震災」という言葉が、私は風化を促進するのではないかとすることを危惧しております。私自身が、15年と言うときは必ず、「東日本大震災と原発事故から15年」と言っています。「東日本大震災」という言葉、「原発事故」が入っていないですよ。関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災、全部同じ言葉ですが、地震しかイメージできません。実はこの「東日本大震災」という言葉は、2011年4月1日、当時、菅直人総理が政権を担っておられましたが、その4月1日に閣議で了承し、その日に記者会見されて発表しました。当時は、日本中みんな、「東日本大震災」イコール「原発事故」だと思っていますから、日本国だけではなくて世界も思っていますから、誰も違和感がなかったのだと思います。

ただ、15年経ちました。今、15歳以下の子供たちは全く経験していません。おそらく20歳以下、25歳以下の子も5歳、10歳ですから、原発が爆発しているシーンを覚えている子はかなり少なくなっていると思います。一年一年もって風化が進みます。ところが、先ほどから出ている西暦は、2045年や2051年です。したがって、これから長い期間経てば経つほど風化が進む。この「東日本大震災」という言葉そのものが「原発事故」という言葉を明確に表現していないために、非常に風化を促進してしまうのではないかと考えています。

英語では「Great East Japan Earthquake」です。津波も入っていません。そして、「Nuclear Disaster」、原発事故も入っていないのです。なので、海外の方にとっても、日本政府が「Nuclear Disaster」を抜いて「Great East Japan Earthquake」だけで表現していると分かりづらくなります。

ここにいるメンバーは、誰もそんなこと思っていません。みんな原発事故と一体だということを分かっています。ところが、これから1年、2年、5年、10年経つと、東日本大震災という定義そのものが誤解を招く可能性があると思っていますので、実は今日ここにおられる皆さんにぜひお願いしたいのが、定義を変えるということを行っているのではなく、皆さんが福島復興や原発について触れるとき、ぜひ「東日本大震災と原発事故」あるいは「震災と原発事故」のように、「と原発事故」という5文字の言葉を付け加えていただけませんかというのが私からのお願いです。これを言い続けないと、次の世代に本当に伝わらなくなります。

今おられる方は、間違いなく2011年3月の衝撃を我が事として受け止めていただいていますし、震災から原発事故を抜くなんて全く思っていない方ばかりですが、これからは代が替わる、海外はますます、まず知らないという状況です。可能な範囲で結構ですので、東日本大震災「と原発事故」、この5文字を加えていただければありがたいです。

○瀬戸復興副大臣 ありがとうございます。貴重なお話をいただきました。

それでは、最後に、牧野復興大臣から締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○牧野復興大臣 皆様、本当に貴重な御意見、また御要望をいただきまして、ありがとう

ございました。

今の内堀知事のお話、重要な御提言だと私は思います。先ほど出ていましたけれども、風評の被害がまだ止まらない。その一方で、今、内堀知事がおっしゃったように、原発事故の今の現地の皆さん方の御苦勞がまだ続いているということを知らない人もいらっしゃいます。なぜそういうことを私が言ったかという、この間、知事と一緒に『日曜討論』に出て復興の状況について話をしたのですが、それを見ていて、まだそんな状態なのということをおっしゃった知り合いが結構いましたので、ああそうか、そのぐらいの認識なんだろうなと思ったことも確かです。

ですので、我々は当然のことながら今の御提言のとおり、福島で東京電力福島第一原子力発電所の原発事故を風化させないということは本当に重要なことだということを胸に刻んで、これからもそれぞれの役目を果たしていきたいと思っております。

これからも、皆様方のいろいろな御意見、また御要望等をちゃんと耳を傾けて、福島の復興・再生に全力を尽くしてまいります。

今日は本当に皆様方、ありがとうございました。

5. 閉会

○瀬戸復興副大臣　ありがとうございました。

本日の会議資料につきましては全て公表としまして、また、議事につきましては、構成員の確認をいただいた上で、復興庁ホームページにおきまして速やかに公表させていただきます。

会議の内容については、この後のぶら下がり記者会見におきまして、牧野復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。